

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会開催のお知らせ (厚生労働省委託事業)

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 滋賀支部

協賛 滋賀県医師会

協賛 滋賀県労働基準協会

職場の受動喫煙防止対策は、労働安全衛生法に基づく事業者の努力義務です。

最近の厚生労働省研究班の報告では、1年間に14,957人もの人(うち職場での受動喫煙は7,792人)が、受動喫煙が原因でがん・心疾患などにより死亡していると推計されています。

このような受動喫煙を防止するため、厚生労働省では、その対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。当会では、そのうちの「職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援事業」を受託して実施しており、このたび、その一環として事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の受動喫煙防止対策についての理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することといたしました。業務ご多忙とは存じますがご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

対象：事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者など

日時：平成30年11月27日 13時30分から16時45分

場所：コラボ21 滋賀 3階 大会議室

内容：① 受動喫煙による健康への有害性

② 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備

③ 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組（安衛法改正の内容含む。滋賀労働局 健康安全課 担当者）

④ 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介

(厚生労働省の支援制度（助成金制度を含む）についても紹介します。)

講師：木村 隆 労働衛生コンサルタント

滋賀県医師会 理事 (大津医師会 会長)

近畿健康管理センター理事長

定員：先着100名 (定員になり次第締め切り)

参加要領：以下のメールアドレスに事業所名、参加者名、ご連絡先の電話番号を記載してお送りくださるか、次ページのファックス申込書によりお申し込みください。

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会滋賀支部

メールアドレス htateishi@hera.eonet.ne.jp

ファックス番号 0749-26-6325

申込期限：11月13日

参加費：無料 (テキスト等も無料)

問合せ先：0749-26-6325 (滋賀支部 事務局 立石)

申込書

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会出席申込

メールアドレス htateishi@hera.eonet.ne.jp

ファックス番号 0749-26-6325

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 滋賀支部

11月27日の説明会に出席します。

於 コラボしが21 3階大会議室

事業所：_____

お名前：_____ 電話番号：_____

あなたの職場の現状を下記事項で該当する事項に○印を付けてください。複数でも可能です。
また、受動喫煙防止対策でお困りの事項や、ご質問がありましたら、ご記入ください。

①屋内喫煙自由 ②屋内喫煙室で喫煙 ③屋内喫煙コーナーで喫煙 ④屋内禁煙で屋外喫煙

交通機関、道路のご案内

JR 琵琶湖線（JR 東海道本線）「大津」駅よりバス約7分、または徒歩約20分

JR 琵琶湖線（JR 東海道本線）「膳所」駅より徒歩約15分

京阪電鉄「石場」駅より徒歩約3分

名神高速大津 IC よりお車で約5分